

# 利用に当たって

## 1 調査の概要

### 1-1 調査の目的

調査は、我が国における事業所の事業活動及び企業の企業活動の実態を調査し、事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的な構造を全国、地域別に明らかにするとともに、各種統計調査のための母集団情報を整備することを目的として実施した。

### 1-2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を拡充させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は、昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施している。

今回実施した平成18年調査は、平成16年の簡易調査に続く大規模な調査で、第20回目に当たる。

### 1-3 調査の期日

平成18年10月1日

### 1-4 調査の対象

全国のすべての事業所及び企業。ただし、次に掲げる事業所は対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A - 農業」、  
「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所  
（いわゆる農・林・漁家）。
- (2) 日本標準産業分類の「中分類83 - その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類94 - 外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）。

### 1-5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- (1) 収入を得て働く従業者がいないもの
- (2) 休業中でかつ従業者がいないもの
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

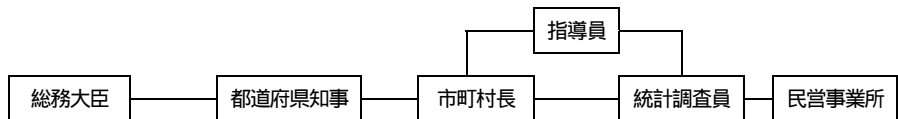
### 1-6 調査の方法

調査は、我が国に存在するすべての事業所を対象とし、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっている。

甲調査は民営の事業所を、乙調査は国、地方公共団体の事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施される。

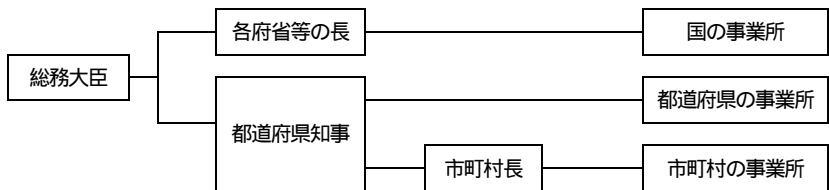
#### (1) 甲調査

調査員が調査票を調査事業所に配付及び収集する方法により実施した。



(2) 乙調査

各府省等の長及び地方公共団体の長を通じて調査票を送付及び回収する方法により実施した。



1-7 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所又は支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

【企業に関する事項】

- ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立の時期
- エ 資本金額及び外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称及び電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇業者数
- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

(2) 乙調査

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

1-8 結果の利用

調査結果は、国はもとより、都道府県及び市区町村における経済・社会政策の立案、計画、将来展望などの基礎資料として、また、学術研究や企業活動、企業経営などのために幅広く利用されている。

### 1-9 利用上の注意

- (1) 該当数字がないもの、及び増加率について分母が「0」で計算できないものは、「-」で表した。
- (2) 年率は、各回の調査の実施日が異なるため、次の式により算出した。

$$\text{年率(\%)} = \left\{ \left( N_1 / N_0 \right)^{12/m} - 1 \right\} \times 100$$

$N_1$  : 当該調査年の調査結果(事業所数, 従業者数)

$N_0$  : 前回調査年の調査結果(事業所数, 従業者数)

$m$  :  $N_1$  と  $N_0$  の間の月数

$m$ の値	昭和50年 = 32.5	昭和53年 = 37	昭和56年 = 36.5
	昭和61年 = 60	平成3年 = 60	平成8年 = 63
	平成13年 = 60	平成18年 = 60	

- (3) 増加率及び構成割合について、表章単位に満たないものは(0.0)で表した。
- (4) 増加率及び増加数について減少のものはマイナス符号(-)を付した。
- (5) 統計表における市区町村名頭部の番号は、市区町村コードである。
- (6) 平成13年及び平成18年調査の産業分類別の実数は、調査時点における「日本標準産業分類」(平成14年3月7日総務省告示第139号)によった。
- (7) 日本標準産業分類(平成14年3月改正)により、平成13年の民営事業所総数から「個人経営」のもやし製造業は除外した。
- (8) 新設の分類項目については、組み替えのできなかつたものがあり、この場合、その分類項目を「…」で表した。
- (9) 平成13年事業所・企業統計調査は、平成13年10月1日現在で実施された。
- (10) 平成13年10月2日以降に市区町村を単位とする配置分合等があつた場合、平成13年の市区町村別の数値については、平成18年10月1日現在の境域に組み替えて表章した。
- (11) 独立行政法人等は今回の調査では「民営」の事業所として集計されているが、平成13年事業所・企業統計調査では、「国, 地方公共団体等」の事業所として集計されている。
- (12) 産業分類項目名は、紙面の関係で短縮したものがある。正式な産業分類項目名は、平成18年事業所・企業統計調査産業分類一覧(100~106ページ)を参照されたい。
- (13) 小数は、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位で表した。よつて、構成割合では個々を合計すると100%にならないものもある。
- (14) 昭和61年までの調査における仙台市の数値には旧泉市, 旧秋保町及び旧宮城町を含んでいる。
- (15) この冊子に掲載した数値は、宮城県が独自に集計を行ったものである。

## 1-10 広域圏の範囲

広域圏の範囲は次のとおりである。

広 域 圏 名	市 町 村 名
仙 南	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町 ( 2 市 7 町 )
仙 台 都 市	仙台市 ( 青葉区，宮城野区，若林区，太白区，泉区 )，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村 ( 5 市 8 町 1 村 )
大 崎	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町 ( 1 市 4 町 )
栗 原	栗原市 ( 1 市 )
登 米	登米市 ( 1 市 )
石 巻	石巻市，東松島市，女川町 ( 2 市 1 町 )
気仙沼・本吉	気仙沼市，本吉町，南三陸町 ( 1 市 2 町 )

## 2 用語の解説

### ( 1 ) 事業所

イ 事業所とは，経済活動が行われている場所ごとの単位で，原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が，単一の経営主体のもとで，一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産や販売，サービスの提供が，従業者と設備を有して，継続的に行われていること。

ロ 派遣・下請従業者のみの事業所とは，当該事業所に所属する従業者が1人もおらず，他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

### ( 2 ) 異動状況別事業所

#### イ 存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で，平成18年10月1日にも現

存している事業所をいう。

□ 新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

ハ 廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

(3) 経営組織

イ 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

□ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

ハ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

ニ 会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

ホ 独立行政法人等

独立行政法人，地方独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいう。

ヘ その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。

例えば、特殊法人，認可法人，財団法人，社団法人，学校法人，社会福祉法人，宗教法人，医療法人，労働組合（法人格を持つもの），農（漁）業協同組合，事業協同組合，国民健康保険組合，共済組合，信用金庫などが含まれる。

ト 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば，協議会，後援会，同窓会，労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

(4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により，日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類した。なお，一部の小分類項目については，分割したのもも小分類としている。

(5) 従業者

従業者とは，調査日現在，当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって，他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

一方，当該事業所で働いている人であっても，他の会社や下請先などの別経営の事業所

から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

#### イ 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいう。

#### ロ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

#### ハ 有給役員

有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

#### ニ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人、又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

#### ホ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

#### ヘ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

#### ト 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいう。

#### チ 派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

### (6) 本所・支所の別

#### イ 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

#### ロ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

#### ハ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

(7) 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

(8) 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

なお、本報告書で「企業」とは、この会社企業をいう。

(9) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類している。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

(10) 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については、資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

(11) 親会社・子会社・関連会社

イ 親会社

当該会社の議決権を過半数所有している会社をいう。ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

ロ 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。また、当該会社の子会社が、50%超の議決権を所有している会社も子会社とする。このほか、当該会社及び子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も子会社とする。

ハ 関連する会社（議決権所有元）

当該会社に対して、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいう。

ニ 関連する会社（議決権所有先）

当該会社が、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいう。

(12) 会社成立時期

商業（法人）登記簿謄本における会社成立の年月をいう。

(13) 会社の合併・分割等の状況

イ 新設合併

二つ以上の会社のすべてが解散して合併し、新たに会社を設立した場合をいう。

ロ 吸収合併

一つの会社が存続し、他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいう。

ハ 分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し、新たな会社として設立した場合をいう。

二 移転

当該事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいう。

ホ 正式名称を変更

会社の正式名称(登記上の名称)を変更した場合をいう。

(14) 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいう。ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていない。

(15) 電子商取引の内容

イ 受注

物品,サービス,配送(送信),製造(製作)などの注文を受けること。

ロ 発注

物品,サービス,配送(送信),製造(製作)などの注文を発すること。

ハ 配送等又はその手配

音楽,映像,メール新聞などのサービスの提供,物品の配送の手配をすること。

ニ アフターサービス等その他

アフターサービスなど,上記の「受注」,「発注」,「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引のこと。